

船舶インシデント調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和7年7月19日 19時05分頃
発生場所	三重県鳥羽市坂手島南方沖 鳥羽坂手港1号防波堤灯台から真方位170°400m付近 （概位 北緯34°28.7′ 東経136°51.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>ショージン</sup> SHOZINは、漂流中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年8月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SHOZIN、5トン未満（長さ5.70m） 232-22396三重、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力84.58kW、回転数毎分5,800、3気筒、ボア81mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成5年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船には、船長が1人で乗り組み、知人1人が乗船した。</p> <p>船長は、坂手島南方沖で船外機のギアシフトレバーを中立位置とし、流されないよう養殖筏に簡易にロープを取って本船を漂流させた。漂流中、乗船者が釣りを行っていたところ、本船の船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機の始動を試みたが始動しなかったため、運航できないと判断して118番通報した。本船は、来援した巡視船搭載艇によって、鳥羽市安楽島町の係留場所にえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後、船外機の点検を行った結果、燃料タンクと船外機との間のゴム製燃料ホース（以下「本件燃料ホース」という。）が経年劣化によって亀裂が生じ、燃料油を吸い上げるのと同時に空気を吸い込み、燃料油が船外機に供給されなくなっていたことを確認した。</p> <p>船長は、令和2年に燃料油システムの整備を行って以来、本件燃料ホースの整備や交換を行っていなかった。</p> <p>船長は、本件燃料ホースが経年劣化していることを知らず、本件燃料ホースの交換時期を把握していなかった。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、船長が約5年間本件燃料ホースの整備や交換を行っていなかったことから、漂泊中、経年劣化によって本件燃料ホースに亀裂が生じ、空気が混入して船外機に燃料油が供給できなくなって、船外機が停止して運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本件燃料ホースの交換時期を把握していなかったことから、経年劣化によって本件燃料ホースに亀裂が生じたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、船長が、本件燃料ホースの交換時期を把握していない中、約5年間本件燃料ホースの整備や交換を行っていなかったため、本船が漂泊中、経年劣化によって本件燃料ホースに亀裂が生じ、空気が混入して船外機に燃料油が供給できなくなって、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、取扱説明書に従って給油システムの点検整備を行うとともに、長期間使用されて劣化していそうなものは早めに新替えること。</li> </ul>